

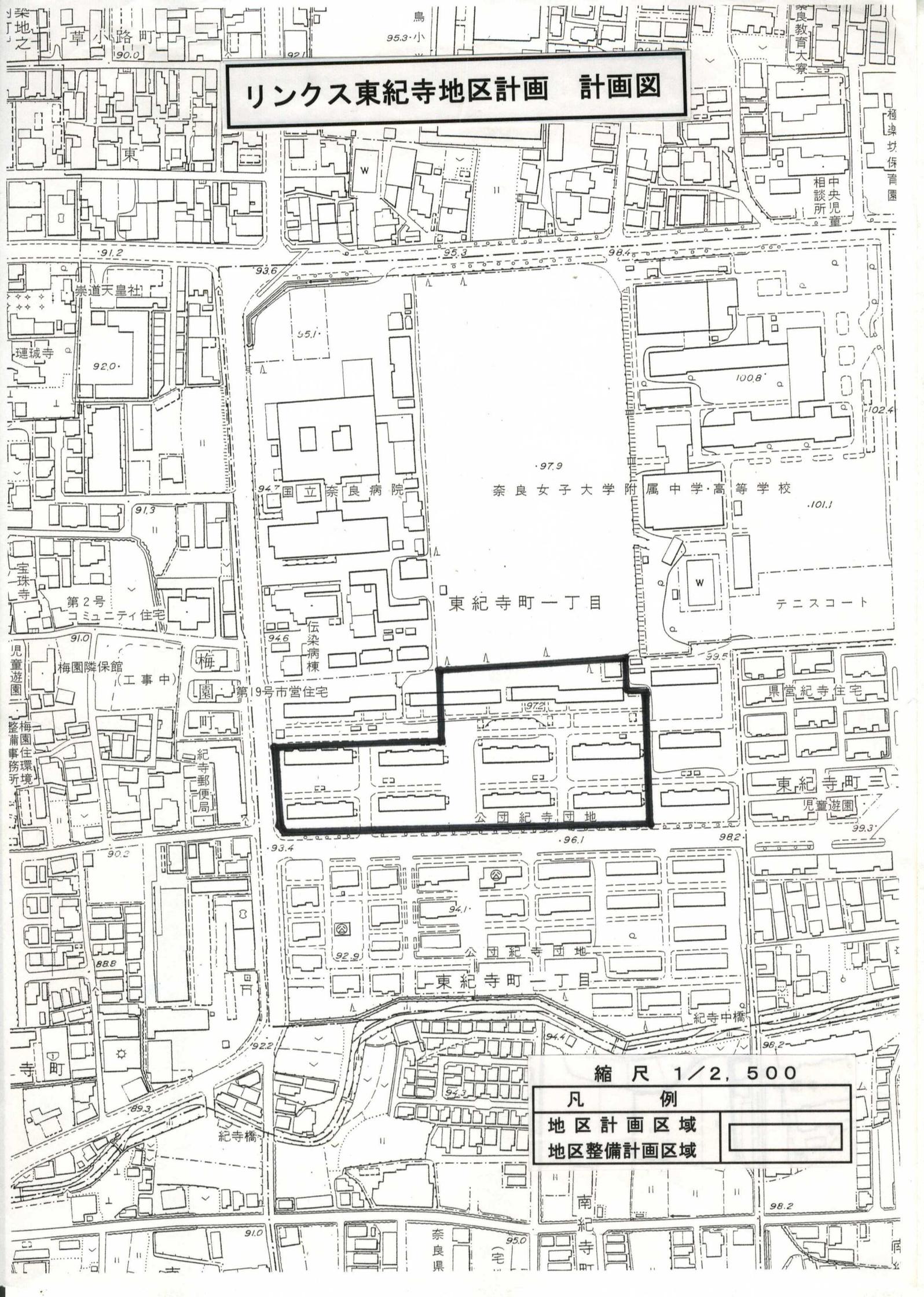
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更（奈良市決定）

都市計画リンクス東紀寺地区計画を次のように変更する。（平成18年3月22日変更）

名 称		リンクス東紀寺地区計画	
位 置		奈良市東紀寺町一丁目703番1	
面 積		約1.6ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は近鉄奈良駅の南東約1.8kmに位置し、地区の北側は市立奈良病院及び奈良女子大学附属高校・中学校、その他は紀寺団地など住宅団地が形成されている。</p> <p>本地区において地区計画を定めることにより、民間の宅地開発事業の適正な土地利用を誘導するとともに、良好な居住環境を将来にわたり維持・保全を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>良好な住宅市街地の形成を図るため、建築物の用途の混在等を防止し、戸建住宅地として土地利用を図る。</p>	
	地区施設の整備の方針	<p>民間の宅地開発事業により整備が行われる道路及び公園等の機能、環境が損なわれないよう維持・保全を図る。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>良好な居住環境、魅力ある街並みの形成を図るため、建築物の用途制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定め適正な誘導・規制を行う。</p>	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅(長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下同じ。)</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからキまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>ア. 事務所(汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)</p> <p>イ. 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ. 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ. 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>オ. 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>カ. 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ. 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(3) 診療所(患者の収容施設を持つものを除く。)</p> <p>(4) 近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所</p> <p>(5) 巡査派出所</p> <p>(6) 公衆電話所</p> <p>(7) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(8) 路線バスの停留所の上家</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>(9) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからオまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア. 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が600平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p> <p>イ. 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの</p> <p>（ア）自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p>（イ）自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにアの規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>ウ. 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>エ. 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>オ. 別表に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>130平方メートル</p> <p>ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公衆電話所</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p>
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0メートル以上とすること。</p> <p>ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>
		建築物等の高さの最高限度	<p>(1) 10メートル。ただし、軒の高さが10メートル以下で、軒の高さを超える屋根のすべての部分の勾配が10分の2から10分の7（片流れ屋根の場合は10分の5）までである建築物は13メートル</p> <p>(2) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない</p>
区域は、計画図表示のとおり			

リンクス東紀寺地区計画 計画図



縮尺 1/2,500

凡例

地区計画区域	
地区整備計画区域	